大阪府沿岸漁業改善資金貸付規則

(趣旨)

第一条 この規則は、沿岸漁業改善資金助成法(昭和五十四年法律第二十五号。以下「法」という。)、沿岸漁業改善資金助成法施行令(昭和五十四年政令第百二十四号)及び沿岸漁業改善資金助成法施行規則(昭和五十四年農林水産省令第二十二号)に定めるもののほか、沿岸漁業従事者等に対する沿岸漁業改善資金の貸付け、認定中小企業者(中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号。以下「農商工等連携促進法」という。)第十二条第一項に規定する認定中小企業者をいう。以下同じ。)に対する中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令(平成二十年政令第二百三十四号。以下「農商工等連携促進令」という。)第四条第一項の表の下欄に掲げる経営等改善資金の種類の資金とみなされる資金及び促進事業者(地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成二十二年法律第六十七号。以下「六次産業化法」という。)第六条第三項に規定する促進事業者をいう。以下同じ。)に対する地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令(平成二十三政令第十五号。以下「六次産業化令」という。)第四条第一項の表の下欄に掲げる経営等改善資金の種類の資金とみなされる資金(以下「みなし経営等改善資金」と総称する。)の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第一条の二 この規則の用語の意義は、法の定めるところによる。

(沿岸漁業改善資金の内容等)

- 第二条 第一条に規定する沿岸漁業改善資金は、次の各号に掲げる資金とする。
 - 一 経営等改善資金
 - 二 生活改善資金
 - 三 青年漁業者等養成確保資金
- 2 前項各号に掲げる資金のそれぞれ及びみなし経営等改善資金の種類、貸付限度額、償還期間 等並びに貸付けの対象及び当該貸付けの対象ごとの貸付限度額については、別表第一のとおり とする。
- 3 一沿岸漁業従事者等についての第一項各号に掲げる資金の貸付金の合計額、一認定中小企業 者及び一促進事業者についてのみなし経営等改善資金の貸付金の合計額は、それぞれ五千万円 以内とする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(貸付けの相手方)

- 第三条 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けることができるものは、次の各号のいずれかに該当するものであって、前条第一項各号に掲げる資金の貸付けに係る事業等を適正に実施することが 見込まれるものとする。
 - 一 沿岸漁業の従事者たる個人
 - 二 前号に掲げる個人が組織する団体
 - 三 沿岸漁業を営む会社(その常時使用する従業者の数が、二十人以下のものに限る。)
- 2 前項第二号に掲げる団体のうち、法人格のないものにあっては、次の各号の全てに該当するものとする。
 - 一 沿岸漁業生産又は漁業技術の改善等を共同して、又は集団的に行うことを目的として組織

された団体であって団体としての活動を現に行っているもの(婦人・高齢者活動資金及び漁業経営開始資金にあっては、当該活動を近い将来において行うことが確実であるものを含む。)

- 二 その規模、内容等が水産業改善普及指導の対象として適当と認められるもの
- 三 目的、名称、事務所、資産、代表者及び総会に関する定めを有するもの
- 第三条の二 みなし経営等改善資金の貸付けを受けることができる者は、認定中小企業者であって、みなし経営等改善資金の貸付けに係る農商工等連携促進法第八条第一項に規定する認定農商工等連携事業に含まれる農商工等連携促進法第四条第二項第二号ハに掲げる措置を適正に行うことが見込まれる者及び促進事業者であって、みなし経営等改善資金の貸付け係る六次産業化法第三条第四項に規定する認定総合化事業に含まれる六次産業化法第五条第四項第三号に掲げる措置を適正に行うことが見込まれる者とする。

(担保又は連帯保証人)

- 第四条 沿岸漁業改善資金(みなし経営等改善資金を含む。以下同じ。)の貸付けを受けるものは、 別に定めるところにより、担保を提供し、又は連帯して債務を負担する保証人を立てなければ ならない。
- 2 知事は、貸付金債権を保全するため必要があると認める場合は、沿岸漁業改善資金の貸付け を受けたもの(以下「借受者」という。)に対し、担保の追加若しくは変更又は連帯保証人の追 加若しくは交替を求めることがある。

(貸付けの申請)

- 第五条 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、沿岸漁業改善資金貸付申請書(様式第一号。以下「申請書」という。)を知事に提出しなければならない。
- 2 申請書には、事業計画書(様式第二号)その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。
- 3 申請者が漁業協同組合(以下「漁協」という。)に属する者であるときは、第一項の申請は、 当該漁協を経由してしなければならない。

(貸付けの決定)

- 第六条 知事は、申請書が提出されたときは、法第八条の規定に基づきその内容を審査し、沿岸漁業改善資金の貸付けを行うことが適当であると認めるときは、貸付けの決定を行う。
- 2 知事は、前項の規定により貸付けの決定を行ったときは、沿岸漁業改善資金貸付決定通知書 (その一)(様式第三号)により申請者に通知する。また、貸付けをしない旨の決定を行ったと きは、その旨を申請者に通知する。
- 3 知事は、前条第三項に規定する場合において、第一項の貸付けの決定を行ったときは、その 旨を沿岸漁業改善資金貸付決定通知書(その二)(様式第四号)により漁協に通知する。また、 貸付けをしない旨の決定を行ったときは、その旨を漁協に通知する。

(借用証書)

- 第七条 申請者は、沿岸漁業改善資金貸付決定通知書(その一)を受け取ったときは、沿岸漁業改善資金借用証書(様式第五号)を知事に提出しなければならない。
- 第七条の二 前条の規定により提出された沿岸漁業改善資金借用証書に定める償還期限及び償還

期日が民法(明治二十九年法律第八十九号)第百四十二条に規定する休日又は銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十号)第五条第一項第三号に掲げる日に該当する場合において、これらの日の翌日に償還金が支払われたときは、当該償還期限又は償還期日に当該償還金が支払われたものとみなす。

(事業実施報告書等)

- 第八条 借受者は、貸付金の交付を受けた後三月以内(漁業経営開始資金にあっては、六月以内) に貸付金の使用を完了しなければならない。ただし、当該期間内に貸付金の使用を完了するこ とが著しく困難であると知事が認めるときは、この限りでない。
- 2 借受者は、貸付金の使用を完了した後二十日以内に沿岸漁業改善資金貸付事業実施報告書(様式第六号。以下「事業実施報告書」という。)を知事に提出しなければならない。
- 3 前項の場合において、借受者が法人格のない団体であるときは、事業実施報告書に当該団体 の構成員の個人別内訳を明記しなければならない。
- 4 第二項の場合において、借受者が操船作業省力化機器等設置資金、補機関等駆動機器等設置 資金、救命消防設備購入資金、漁船転覆防止機器等設置資金又は漁船衝突防止機器等購入資金 の貸付けを受けたものであって、当該貸付けについて別表第二(い)の欄に掲げる貸付けの条 件のいずれかに該当する貸付けの条件を付されているものであるときには、同表(ろ)の欄に 掲げる区分に応じ、同表(は)の欄に掲げる証明書等の写しを事業実施報告書に添付しなけれ ばならない。

(支払猶予の申請)

- 第九条 法第十条の規定による償還金の支払猶予を申請しようとするもの(以下「支払猶予申請者」という。)は、沿岸漁業改善資金支払猶予申請書(様式第七号)に知事が指定する者の証明書を添付して、償還期限(分割償還の場合にあっては、各償還期日。以下同じ。)の三十日前までに知事に提出しなければならない。ただし、知事が三十日前までに提出することが困難であると認めるときは、この限りでない。
- 2 支払猶予申請者が漁協に属する者であるときは、前項の申請は当該漁協を経由してしなければならない。

(支払猶予の決定)

- 第十条 知事は、前条の規定により沿岸漁業改善資金支払猶予申請書が提出されたときは、これを審査し、猶予することを相当と認めるときは、直ちに支払猶予の決定を行う。
- 2 知事は、前項の規定により支払猶予の決定を行ったときは、沿岸漁業改善資金支払猶予決定 通知書(その一)(様式第八号)により支払猶予申請者に通知する。また、支払猶予をしない旨 の決定を行ったときは、その旨を支払猶予申請者に通知する。
- 3 第七条の二の規定は、第一項の支払猶予の決定に係る償還金の支払について準用する。
- 4 知事は、前条第二項に規定する場合において、第一項の規定により支払猶予の決定を行った ときは、その旨を沿岸漁業改善資金支払猶予決定通知書(その二)(様式第九号)により漁協に 通知する。また、支払猶予をしない旨の決定を行ったときは、その旨を漁協に通知する。 (違約金)
- 第十一条 支払猶予申請者が沿岸漁業改善資金支払猶予申請書を第九条第一項の規定に違反して 償還期限の三十日前に知事に提出しなかったことその他支払猶予申請者の責めに帰すべき事由 により、知事のする支払猶予をしない旨の決定が償還金の支払期日を過ぎて行われた場合には、

当該償還金について法第十一条の違約金を徴収する。ただし、第九条第一項の規定に違反したことがやする。ただし、第九条第一項の規定に違反したことがやする場合は、この限りでない。

(報告の徴収等)

- 第十二条 知事は、借受者に対し、貸付金の使途及び経理状況その他必要な事項について報告を求め、又はこれについてその職員に調査させることがある。
- 2 知事は、借受人に対し、前項の報告又は調査に基づいて必要な指示を行うことがある。 (事務の委託)
- 第十三条 知事は、法第十三条の規定により、沿岸漁業改善資金の貸付けに係る事務の一部を農 林中央金庫に委託することがある。

(事務委託した場合の手続の特例)

- 第十四条 知事は、前条に規定する委託をした場合において第六条第一項の規定により貸付けの 決定を行ったときは、沿岸漁業改良資金貸付決定通知書(その二)により、その旨を農林中央 金庫に通知する。
- 2 申請者は、前条に規定する委託がされた場合においては、沿岸漁業改善資金借用証書を農林 中央金庫を経由して知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前条に規定する委託をした場合において、第十条第一項の規定により支払猶予の決定を行ったときは、沿岸漁業改善資金支払猶予決定通知書(その二)により、その旨を農林中央金庫に通知する。

(細則)

第十五条 この規則に定めるもののほか、沿岸漁業改善資金の貸付けに関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(償還期間等の特例)

2 東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる被害を受けたこと又はその生産物(その加工品を含む。)に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者については、東日本大震災の後平成二十八年三月三十一日までに府の貸し付ける沿岸漁業改善資金の償還期間及び据置期間は、別表第一の償還期間等の欄に掲げる期間をそれぞれ三年延長して適用するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年十一月二十日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の大阪府沿岸漁業改善資金貸付規則(以下「旧規則」という。) の様式により提出されている申請書その他の書類は、改正後の大阪府沿岸漁業改善資金貸付規 則(以下「新規則」という。)の様式により提出されたものとみなす。 3 旧規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

別表第一(第二条関係)

10 公	()	万 一未阅述/				
区分	項	資金の種類	貸付限度額	償還期間等	貸付けの対象及び当該 ごとの貸付限度額	貸付けの対象
経改金み経改金等資びし等資	_	自動操だ装置その他の 操船作業を省力化する ための機器、設備又は 置(以下「機器等」とい う。)の設置に必要業省力 化機器等設置資船作業 う。)が下「操船作業 登出、 がで、 がで、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、	五百万円	七年以内(農林漁業有料の原材料としてのは、 の原材料としまする法第の原材料とします。 の促進に十年法に関する法第に (平成二十年法に関すると第一年十十年十十年十年)、第等イオを (中五号)、第一年、大学のでは、第一年、大学のでは、「年のでは、「年のでは、「年のでは、日本のは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、	□ 自動操だ装置 の設置費用 □ 遠隔操縦装置 の設置費用 □ サイドスラス ターの設置費用 □ サイドスラス ターの設置費用 ■ 自動航跡記録 装置の設置費用 ■ GPS受信機 の設置費用	一台 日本
	=	動力式つり機その他の漁ろうの他で業を省力化するためで業器に変なので変なので変なが変なが、ので変なので変なが、ので変なでででででででででででででいる。という。というでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	五百万円	七年以内 (バイオ燃料 に係る経営等改善資金 及びみなし経営等改善 資金にあっては、九年 以内) (据置期間一年 以内 (みなし経営等改 善資金にあっては、三 年以内) を含む。)	□ 動費用 で	一 一百 一百 一一つ 一 一百一 一 一百一 一百一 一百一 一五十 二 台五セき二台四台五台八台三台五台五台五台下百に十 に十 に百ッ 百に百に百に十に百に十に百に十に百の万つ万つ万つ万ト 万つ万ト 万つ万つ万つ万つ万つ万つ万つ万つ万つ万つ万つ万つ万つ
	Ξ	一の項及び二の項に規 定する機器等を駆動し、 又は作動させるための	五百万円	七年以内(バイオ燃料 に係る経営等改善資金 及びみなし経営等改善	工 補機関(動力 取出し装置付き 推進機関を含む。)	一台につき 四百万円

	補機関その他の機器等の設置に必要な資金(以下「補機関等駆動機器等設置資金」という。) 並びに補機関等駆動機器等設置資金とみなされる農商工等一項の表第一項金及びた、次産業化令第四条第一項の表第三号に掲げる資金		資金にあっては、九年 以内) (据置期間一年 以内(みなし経営等改 善資金にあっては、三 年以内)を含む。)	の設置費用 ① 油圧装置の設 一台につき 置費用 五百万円
四	推進機関そのは を のなのでする のでは のでは のででする のででする のででする のででする のででする のででする のででする のででする のででする のででする のででする では のででする では のでででする では のででは のでででする では のでででする では のでででする では のでででする では のでででする では のでででする でいた のでででする でいた のでででする でいた のでででする でいた のでででする のでででする のでででする のでででする のでででする のでででする のでででする のでででする のでででする のでででする のでででする のでででする のでででする のでででする のでででする のででででする のででででする のでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	二千五百万円	七年以内(バイオ燃料 に係る経営等改善資金 及びみなし経営等改善 資金にあっては、九年 以内)(据置期間一年 以内(みなし経営等改 善資金にあっては、三 年以内)を含む。)	① 漁船用環境高度 一台につき 二千四百万 円 一一台につき 百二十万円 一七ットに 式集魚灯の設置費 用 千三百万円
五	農林水基でき、種類によって、大臣が農林に基づき、種類に基づき、種類に変動植物の技術(以下「養殖技術」という。)又は養殖技術を導入にまる場所を導入に、産動をで、当該養殖技術による。)が、大臣が大きのにを強力をで、当該養殖技術がで、一方のにを強力をで、一方のにを強力を変した。)が、一方のに、一方のでは、	四百万円	四年以内 (バイオ燃料 に係る経営等改善資金 及びみなし経営等改善 資金にあっては、五年 以内) (据置期間二年 以内(みなし経営等改 善資金にあっては、三 年以内)を含む。)	農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖技術又は農林水産大臣が定める養殖技術を導入して水産動植物の養殖を行う場合における次に掲げる費用 ① 養殖施設の設置費用 ② 種苗の購入費用又は生産費用 ① 餌料の購入費用
六	農林水産大臣が定める 基準に基づき、水産資源 の管理に関する取決め を締結して水産資的に で理的が変生を 合理的が業生産の 導入(当該漁業生産の 等合理の の導入を理の での の 等人を の 等の の 等の の 等の の 等の の 等の の 等の の	千二百万円	十年以内(バイオ燃料に係る経営等改善資金 及びみなし経営等改善 資金にあっては、十二 年以内)(据置期間三 年以内(みなし経営等 改善資金にあっては、 五年以内)を含む。)	水産資源の管理に関する取決めに基づき、漁具又は漁法の制限、操業時間又は操業期間の制限、禁漁区域の設定、体長制限等(以下「資源管理措置」という。)を実施するとともに、これらと併せて、低利用資源及び未利用資源の開発又は利用の措置並びに漁獲物の付加価値の向上の措置を行う場合における次に掲げる費用 資源管理措置を行うのに必要な改良漁具、漁法転換用漁具、漁ろう機器等の購入費用又は設置費用 低利用資源及び未利用資源の開発又は利用を行うのに必要な漁具、

農林水産大匠が定める - 薬物に基づき、漁場の保 全に関する取決める締結して養殖業の生産行 積を総合的に改要な機器等 (質材を含む。)の購 入文は設置に必要な強 一般を定して、実力を 一般を含む。)の購 入文は設置に必要な強 一般を含む。)の購 入文は設置に必要な強 一般を定して、実力を 一般を含む。)の購 入文は設置に必要な強 一般を含む。)の購 入文は設置に必要な強 一般を定しいう。場 の保全に関 一般を含む。)を現るする政策に 一般に関する要なが、 一般に関する要なが、 一般に関する要なが、 一年以内 (水イオ燃料 に 一般に関する)をののと多な企成の 一般に関する要なが、 一年以内 (水なし経管等改善 一年以内) (振置期間 に 一年以内) (振度期間 に 一年以内) (振度期間 に 一年以内) (非)を含む。) 一年以内 (本なし経度等 の 一年以内) (振度期間 に 一年以内) (非)を含む。) 一年以内(本)を含む。) 「一般に関す人費用 (エ)を選が出 大)を含む。) 「一般に関す人費用 (エ)を選が出 大)を含む。) 「一般に関す人費用 (エ)を選が出 大)を含む。) 「一般に対する機器・大)を表し、 一年以内(本)を含む。) 「一般に対する機器・大)を表し、 一年以内(基別の購入)を含む。) 「一般に対するな)を関す、(振度)のよりに対するな)を表し、 一様につきるをの機器等の関す、(振度)のよりに対するな)を表し、 一様につきるを対し、(振度)のよりに対するな)を表し、(振度)のよりに対するな)を表し、(振度)のよりに対するな)を表し、(振度)のよりに対するな)を表し、(振度)のよりに対するな)を表し、(振度)のよりに対するな)を表し、(振度)のよりに対するな)を表し、(振度)のよりに対するな)を表し、(振度)のは、(推進資金とみなされる 農商工等連携促進令第 四条第一項の表第六号 に掲げる資金及び六次 産業化令第四条第一項 の表第六号に掲げる資 金			漁ろう機器等の購入費用又は設置 費用 ・ 漁獲物の付加価値の向上を行う のに必要な活漁出荷のための船上 活漁装置、蓄養施設等又は加工の ための施設(加工機械、選別機、 洗浄機、包装機、冷凍冷蔵庫等を 含む。)の設置費用
防止用手すりその他の 漁船の乗組員の生命又 は身体の安全を確保するための機器等の設置 に必要な資金 (以下「乗 組員安全機器等設置資金」という。) 五年以内 (据置期間ー 中以内を含む。) 五年以内 (据置期間ー の設置費用 工 教命胴衣の購入 サ万円 一 海船版で購入 サフラー 一 海の設置費用 工 教命胴衣の購入 サ万円 一 海外器の購入 サフラー 大十万円 一 海外器の購入を防止するための機器等の設置に必要な資金 (以下「漁船転 要な資金 (以下「漁船転 をの他の漁船の衝突を防止するための機器等の設置で金」という。) エ年以内 (据置期間ー 年以内を含む。) 工 漁獲物の機移動防止装置 正 一件につき 百三十万円 五年以内 (据置期間ー 年以内を含む。) 工 漁獲物の機移動 防止装置の設置費 用 甲板下の魚倉の 設置用 エーチアー 設置用 エーチアー 最適購入又は設置を防止するための機器等の職入 スは設置と必要な資金」という。) エーチアー 工 漁獲物の機移動 防止機器等設置資金」という。) エーター反射 器の購入又は設置費用 エーター反射 器の購入又は設置費用 工 ルーター反射 器の購入又は設置費用 工 に変な資金 (以下「漁船廠突防止機 器等購入等資金」とい	七	基準に基づき、漁場の保 に基づき、漁場の を取業では を取業では を配業では を定して総合を を定して総合を を定して総合で をできるでする をできるでする をできるでででする ででするでででする ででするででする ででするでででする でできるででする でできるででする でできるででする でできるでする でできるででする でできるでする でできるでする でできるでする でできるでする でできるでする でできるでする でできるでする でできるでする でできるでする でできるでする でできるでする でできるでする でできるでする でできるでする でできるでする でできるでする でできるできる でできるできる でできるできる でできるできる でできるできる でできるできる。 でできるできる でできるできる。 できるできるできる。 できるできるできるできる。 できるできるできるできる。 できるできるできるできる。 できるできるできるできるできる。 できるできるできるできるできる。 できるできるできるできるできる。 できるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるで	場の保全に関する取決めに 基づく取組に あっては、千	に係る経営等改善資金 及びみなし経営等改善 資金にあっては、十二 年以内) (据置期間三 年以内(みなし経営等 改善資金にあっては、	■ 養殖漁場環境の悪化防止を目的として投餌の内容、量及び方法の改善を行うのに必要な造粒機、自動給餌機、飼料倉庫等の購入費用又は設置費用 ■ 養殖魚の安全性の確保を目的として漁網防汚剤を使用しないで養殖を行うのに必要な金網いけす、自動網いけす洗浄機、附着物駆除用生物培養器等の設置費用 ■ □ 又は□に関連して必要な餌料成分分析機、水質測定機、底質検査機器、蓄養施設、医薬品、飼料等
漁船に備え付けられる 救命胴衣その他の救命 設備又は消火器その他 の消防設備の購入に必要な資金(以下「救命消防設備購入資金」という。) 二年以内 二年以内 二年以内 二年以内 二年以内 二年以内 二年以内 二十万円 費用 三 イーパブの購入 六十万円 費用 三 レーダートラン 六十五万円 スポンダの購入費 用 三 小型漁船緊急連 一件につき 経装置の購入費用 三 小型漁船緊急連 一件につき 経装置の融の機器等の設置に必要な資金(以下「漁船転 覆防止機器等設置資金) という。) 二年以内(据置期間ー 年以内を含む。) 二年以内(据置期間ー 年以内を含む。) 二年以内 二年の 二年以内 二年以内	八	防止用手すりその他の 漁船の乗組員の生命又 は身体の安全を確保す るための機器等の設置 に必要な資金(以下「乗 組員安全機器等設置資	百五十万円		りの設置費用 立 安全カバー装置 五十万円 の設置費用 立 揚網機安全装置 四十万円
世界のでは消火器その他の消防設備の購入に必要な資金(以下「救命消防設備購入資金」という。) 五年以内 五年以 五年以				二年以内	費用 ① 消火器の購入費 十万円
置その他の漁船の転覆 又は沈没を防止するた めの機器等の設置に必要な資金(以下「漁船転 覆防止機器等設置資金」という。) レーダー反射器その他 の漁船の衝突を防止するための機器等の購入 又は設置に必要な資金(以下「漁船衝突防止機器等購入等資金」とい	九	設備又は消火器その他 の消防設備の購入に必 要な資金(以下「救命消 防設備購入資金」とい	百三十万円	五年以內	費用 □ レーダートラン 六十五万円 スポンダの購入費 用 □ 小型漁船緊急連 一件につき
サー の漁船の衝突を防止するための機器等の購入 又は設置に必要な資金 (以下「漁船衝突防止機 器等購入等資金」とい	+	置その他の漁船の転覆 又は沈没を防止するための機器等の設置に必 要な資金(以下「漁船転 覆防止機器等設置資金」	百五十万円		防止装置の設置費 用 ・ 甲板下の魚倉の 百万円
	+	の漁船の衝突を防止するための機器等の購入 又は設置に必要な資金 (以下「漁船衝突防止機	百二十万円	五年以内	器の購入又は設 置費用 ① 無線電話の設 四十万円

1 1		漁具の標識その他敷設			エ 灯火付きブイの購入費用
	+ 	された漁具の船舶による損壊を防止するための機器等の購入に必要な資金(以下「漁具損壊防止機器等購入資金」という。)	は七十万円、 団体又は会社		コ レーダー反射器付きブイの購入費用
生活改善資金				三年以内	① し尿浄化装置 三十万円 又は改良便そうの 設置に必要な資材 の購入費用
		生活の合理化に資する 設備又は装置の設置に 必要な資材の購入に必 要な資金(以下「生活合 理化設備資金」という。)		二年以内	 自家用給排水 十万円 施設(動力ポンプを除く。)の設置 に必要な資材の購入費用
				二年以內	立 太陽熱利用温 十万円水装置の設置に必要な資材の購入費用
	1 1	家族関係の近代化又は 家事労働の合理化を図 るために行う居室の独 立、台所の改善その他住 居の利用方式の改善に 必要な資金(以下「住居 利用方式改善資金」とい う。)	百五十万円	七年以内	 □ 居間、寝室、子供室、老人室その他の居室の改造費用 □ 炊事場、食事室その他の炊事施設の改造費用 □ 浴室、便所、洗面所その他の衛生施設の改造費用 ■ 家事室、更衣室、土間その他の家事室等の改造費用
	Ξ	婦人、公司の は を が も を で 事 も を で 事 も を で 事 も を で 事 も を で 事 る 保 ア に で の の で の の の の の の の の の の の の の の の	八十万円	三年以内	① 機器等(漁船用機器、漁具、養殖施設、加工用機器等)の設置費用⑪ 機器等を使用して行う生産活動に要する費用(種苗費、餌料費、加工用原材料費、資材費等をいう。)
青年漁業者等養成確保資金		青年漁業者、漁業労働に 従事する者その他の漁 業を担うべき者が近方 法又は技術を実地に方 法又は技術を実地で、、 得するための研修で、、 農 林水産大臣が定めるを けるのに必要な資金(以 下「研修教育資金」とい う。)	百八十万円	五年以内(据置期間一 年以内を含む。)	□ 国内研修に要 一人につき する旅費、教材 費、授業料、視 察費その他の研 修受講費用 □ 国外研修に要 する旅費、教材 費、授業料、視 察費その他の研 修受講費用
	=	青年漁業者が行う近代 的な沿岸漁業の経営方 法又は技術の習得で、農 林水産大臣が定める基 準に適合するものに必 要な資金(以下「高度経 営技術習得資金」とい う。)	百五十万円	五年以内	経営方法又は技術の習得で農林水産 大臣が定める基準に適合するものに 必要な費用(パーソナルコンピュタ 一及び関連機器、ソフトウエア、フ ァクシミリ並びに制御装置(制御用 コンピュター、各種センサー類をい う。)及び関連機器(制御装置と直 接連動する部分に限る。)の購入費

		一千三田 (坂		用等をいう。)
11	農林水産大臣が定める 基準に基づき、青年漁業 者又はその組織する団 体が近代的な沿岸漁業 の経営を自ら行う場合 に当該経営を開始する のに必要な資金(以下 「漁業経営開始資金」と いう。)	ることが見込まれるされたの区分業部門の経営(以下 の経営の経営)の経営の経営」	の原材料としての利用 の促進に関する法律第 十条に規定する青年漁 業者等養成確保資金に あっては、十二年以内) (据置期間三年以内を	農林水産大臣が定める基準に基づき 沿岸漁業の経営を開始するのに必要 な費用(漁船の建造費用、取得費用 又は改造費用、機器又は施設の設置 費用、漁具、種苗又は餌料の購入費 用等(農林水産大臣が定める費用を 除く。)をいう。)

別表第二(第八条関係)

	(\lambda \cdot)	(ろ)	(は)
_	機器等が船舶安全法(昭和八年法律第	機器等が予備検査を受	予備検査合格証明書(船舶
	十一号)第六条第三項の予備検査を受	け、これに合格したもの	安全法第九条第三項)
	け、これに合格するか、又は船舶安全法	である場合	
	施行規則(昭和三十八年運輸省令第四十	準備検査を受け、基準	準備検査成績通知書(船舶
	一号)第六十五条の六の準備検査を受		安全法施行規則第六十五条の
	け、基準に適合していることの確認を受	認を受けた場合	六第四項)
	けること。		
	船舶安全法第五条第一項の定期検査、	定期検査を受け、これ	船舶検査証書(船舶安全法
	中間検査又は臨時検査を受けこれに合	に合格した場合	第九条第一項)又は船舶検査
	格すること。		手帳(船舶安全法施行規則第
			四十六条)
		中間検査又は臨時検査	船舶検査手帳
		を受け、これに合格した	
		場合	
三	機器等が船舶安全法第六条ノ五第一	機器等が型式承認を受	検定合格証明書(船舶安全
	項の型式承認を受け、同項の検査に合格	け、検定に合格したもの	法第九条第四項)
	したものであること。	である場合	